(4)　夜間看護体制特定日減算に係る厚生労働大臣が定める日

次のいずれにも該当する各病棟において、夜間の救急外来を受診した患者に対応するため、当該各病棟のいずれか一病棟において夜勤を行う看護職員の数が、一時的に二未満となった日

イ　看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、患者の看護に支障がないと認められること。

ロ　看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、看護職員及び看護補助者の数が、看護職員一を含む二以上であること。ただし、入院患者数が三十人以下の場合にあっては、看護職員の数が一以上であること。

(5)　地域包括医療病棟入院料の注５の除外薬剤・注射薬

自己連続携行式腹膜灌流用灌流液並びに別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

(6)　地域包括医療病棟入院料の注６に規定する看護補助体制加算の施設基準

イ　25対１看護補助体制加算（看護補助者五割以上）の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

②　看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

③　当該病棟において、看護補助者の最小必要数の五割以上が当該保険医療機関に看護補助者として勤務している者であること。

④　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

ロ　25対１看護補助体制加算（看護補助者五割未満）の施設基準

イの①、②及び④を満たすものであること。

ハ　50対１看護補助体制加算の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

②　イの②及び④を満たすものであること。

ニ　75対１看護補助体制加算の施設基準

①　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

②　イの②及び④を満たすものであること。

(7)　地域包括医療病棟入院料の注７に規定する夜間看護補助体制加算の施設基準

イ　夜間30対１看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ　夜間50対１看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ハ　夜間100対１看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(8)　地域包括医療病棟入院料の注８に規定する夜間看護体制加算の施設基準

イ　夜勤時間帯に看護補助者を配置していること。

ロ　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

(9)　地域包括医療病棟入院料の注９に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算の施設基準

イ　看護補助・患者ケア体制充実加算１の施設基準

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する十分な体制が整備されていること。

ロ　看護補助・患者ケア体制充実加算２の施設基準

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する必要な体制が整備されていること。

ハ　看護補助・患者ケア体制充実加算３の施設基準

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

(10)　地域包括医療病棟入院料の注10に規定する看護職員夜間配置加算の施設基準

イ　看護職員夜間12対１配置加算１の施設基準

①　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十二又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であることとする。

②　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

③　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

ロ　看護職員夜間12対１配置加算２の施設基準

イの①及び②を満たすものであること。

ハ　看護職員夜間16対１配置加算１の施設基準

①　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であることとする。

②　イの②及び③を満たすものであること。

ニ　看護職員夜間16対１配置加算２の施設基準

イの②及びハの①を満たすものであること。

(11)　地域包括医療病棟入院料の注11に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準

イ　リハビリテーション・栄養・口腔連携加算１の施設基準

①　当該病棟に入院中の患者に対して、ＡＤＬ等の維持、向上及び栄養管理等に資する十分な体制が整備されていること。

②　口腔管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ　リハビリテーション・栄養・口腔連携加算２の施設基準

①　当該病棟に入院中の患者に対して、ＡＤＬ等の維持、向上及び栄養管理等に資する必要な体制が整備されていること。

②　口腔管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

七　一類感染症患者入院医療管理料の施設基準等

(1)　一類感染症患者入院医療管理料の施設基準

イ　病院の治療室を単位として行うものであること。

ロ　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2)　一類感染症患者入院医療管理料の対象患者

別表第八に掲げる患者